

## 第 201 号

# SOSニュース

## 債務整理について

### ●まずは専門家にご相談を！

甲：多重債務で返済ができなくなってしまった友人がいるのですが、この人に対してどのようなアドバイスをしたらよいでしょうか。

A：弁護士（甲と知り合いの弁護士） それは大変ですね。すぐに法律専門家（弁護士又は司法書士）に相談するよう勧めてください。この方の場合、債務整理をする必要がありますが、その方法がいくつかあり、それぞれに一長一短があって、そのいずれがその方にとって最適かは、事情を十分に把握しないと判断できません。依頼を受けると法律専門家は、必ず債権者に受任通知を出しますが、これによって、債権者は本人に対して直接請求することができなくなります。これは法律専門家に依頼するメリットの一つです。

### ●どのような方法があるのか？

甲：具体的にはどのような方法があるのでしょうか。

A：任意整理、特定調停、個人再生、破産手続などがあります。簡単にまとめると以下の表のようになります。

|                 | 任意整理                   | 特定調停          | 個人再生                   | 破産手続                |
|-----------------|------------------------|---------------|------------------------|---------------------|
| 裁判所への申立て        | 不要                     | 必要(簡易裁判所)     | 必要(地方裁判所)              | 必要(地方裁判所)           |
| 手続の複雑さ          | 簡易                     | 簡易            | 複雑                     | 複雑な場合あり             |
| 裁判所への出頭         | 不要                     | 必要（最低2回）      | 不要                     | 場合により必要             |
| 手続費用（裁判所に納めるもの） | 不要                     | 安価            | 場合によって20万円以上かかる場合あり    | 場合によって20万円以上かかる場合あり |
| 手続に要する期間        | 事案により様々                | 申立てから約2か月     | 申立てから約25週間             | 申立てから最低約2か月         |
| 債務の減免効果         | 小                      | 小～中           | 中                      | 大                   |
|                 | 合意に従い弁済する必要あり          | 合意に従い弁済する必要あり | 再生計画に従い弁済する必要あり（原則3年間） | 免責されれば債務全額が免除される    |
| 免責不許可事由         | なし                     | なし            | なし                     | あり                  |
| 保証人への影響         | なし(影響が及ばないような合意をすればよい) | あり            | あり                     | あり                  |
| 自宅保有            | 可                      | 可             | 可                      | 不可                  |
| ブラックリスト登録       | あり                     | あり            | あり                     | あり                  |
| 職業制限            | なし                     | なし            | なし                     | あり                  |

甲：破産手続では、「免責されれば債務全額が免除される」とあり、免責不許可事由というものもあるようですが、免責されない場合もあるのでしょうか。

A：おっしゃるとおりです。免責不許可事由の典型的なものは浪費ですが、不当な債務負担行為、詐術による信用取引、破産法上の義務違反行為などのほか、過去7年以内に免責を受けていることも不許可事由とされています。もっとも、これらがある場合でも裁判所の裁量により免責が許可される場合もあります。



## ●相談の際に注意すべきことは？

甲：ところで、相談の際にはどのようなものを持参すればよいでしょうか。

A：債権者数、債権者氏名・連絡先、債権者ごとの負債額、負債総額、毎月の返済額、取引期間、連帯保証人の有無、担保設定状況が法律専門家に伝わるよう、債務に関する契約書、A T Mの明細、手帳等のメモ、銀行の通帳などを持参してください。また、収入・生活状況を正確に伝えるため、給与明細、源泉徴収票、確定申告書、などを持参してください。

というのは、相談を受けた法律専門家は、通常①債務者の経済状況（負債と資産・収入の状況、住宅所有の有無など）、②債務者の属性（事業者か否か、資格喪失の不利益の有無、免責不許可事由の有無、破産回避の意向の有無）、③債権者の属性（債権者の種類と数、債権者の協力可能性の有無）などから、どのような手続がその方に適しているかを判断します。したがって、法律専門家に相談される場合又は依頼される場合には全ての債務について隠すことなく説明し、自らの置かれている立場を正確に伝えてください。そうしないと、依頼を受けた法律専門家が正しい手続の選択をすることができなくなり、その後の手続の遂行に支障をきたすことにもなりかねません。

このように、債務整理に際しては最初の段階で詳しい事情を伝えた上で相談する必要がありますから、相談する前にその法律専門家が受任してくれるかどうかを確認したほうがよいでしょう。

甲：法律専門家でも受任してくれない場合もあるのですか。

A：債務整理は、揃える資料が多い上裁判所に提出する書類も多く、事務量が多くなる可能性があるため、執務態勢の都合から受任することができない場合もあり得るのです。

甲：受任してくれる法律専門家が身近にいない場合にはどうしたらよいのでしょうか。

A：各地に弁護士会、司法書士会がありますから、そこに問い合わせるのがよいでしょう。債務整理に特化した相談窓口を設けているところが多いと思います。

甲：インターネットで探すというのはどうでしょうか。

A：インターネットで探すこと自体が一概に悪いとはいえませんが、依頼する前に必ず面談して、その法律専門家の人となりから任せて大丈夫だと感じてから依頼することをお勧めします。中には、電話だけで依頼を受ける法律専門家もいるようですが、その方が今後の人生を託するに値する法律専門家かどうかをよく吟味してください。特に、最後まで本人が電話に出てこない場合には注意が必要です。

2026年8月

法務部会 蓮井 俊治  
(弁護士)

「ひとりで悩む前に」お気軽にご相談ください。